

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

藤岡市水道事業より大切なお知らせ

**令和元年（2019）10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要となります**

指定給水装置工事事業者の資質・向上を目指して
「**水道法の一部を改正する法律**」が、令和元年10月1日より施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年： <u>令和2年9月29日まで</u>
H11.4.1～H15.3.31	改正法施行日の前日から2年： <u>令和3年9月29日まで</u>
H15.4.1～H19.3.31	改正法施行日の前日から3年： <u>令和4年9月29日まで</u>
H19.4.1～H25.3.31	改正法施行日の前日から4年： <u>令和5年9月29日まで</u>
H25.4.1～H31.9.30	改正法施行日の前日から5年： <u>令和6年9月29日まで</u>

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。

なお、郵便の不備や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事事業者を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2準用

- ・**様式第1**及び**第2**
- ・**機械器具調査**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**等)

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

問い合わせ先

藤岡市役所 上下水道部 経営課 経営係

電話：0274-40-2814(直通)

メール：keiei@city.fujioka.gunma.jp